

児童手当制度が変わります

児童手当制度改正のお知らせ



1 支給対象年齢の拡大

児童手当の支給対象となる子の年齢が、高校生年代(※1)までとなります。
※高校生年代=今年度中に16歳～18歳になる子。

2 所得制限の撤廃

主たる生計維持者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

3 第3子以降加算の拡充

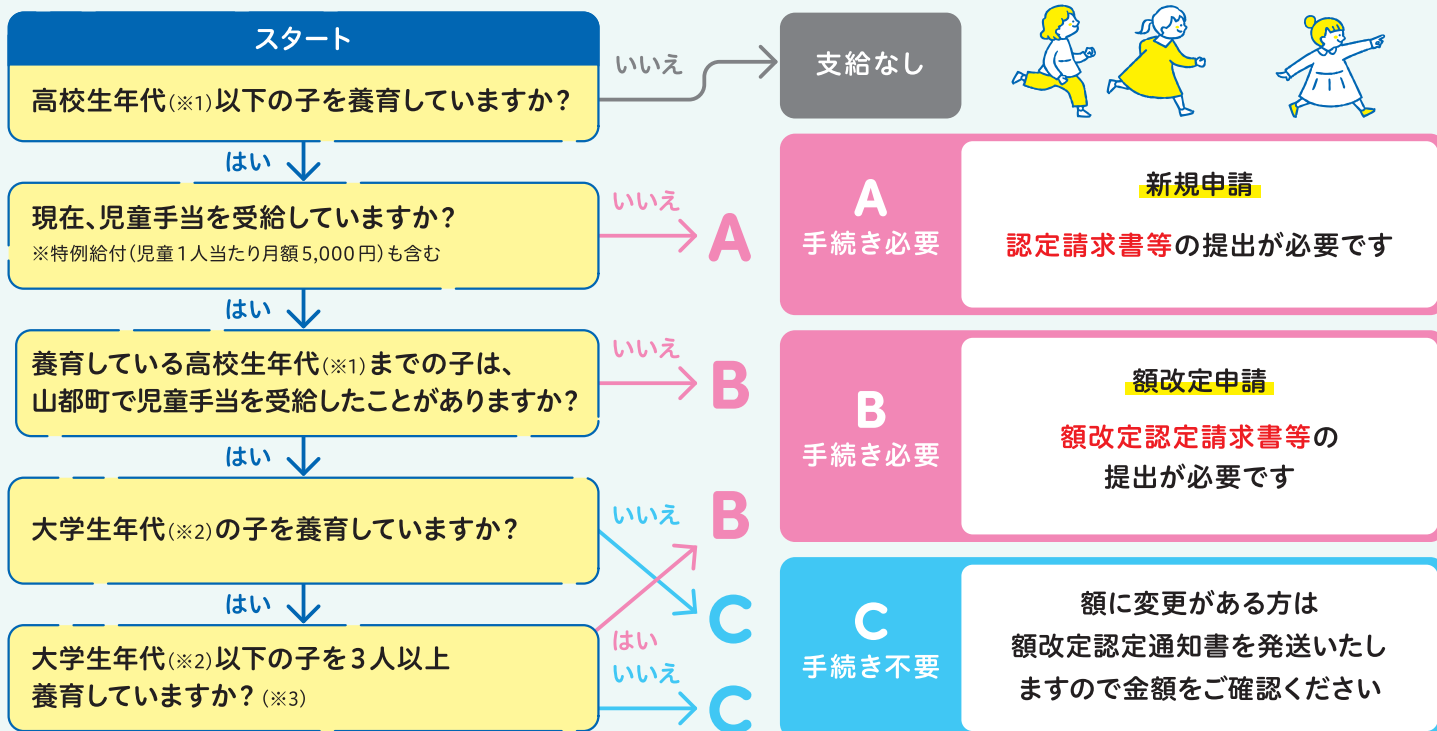
3歳から小学生までとしていた加算対象を、第3子以降の0歳から高校生年代(※1)までに拡大し、支給額を1万5千円から3万円に増額します。また、第3子以降加算の算定基準を変更し、児童手当の受給者が生活費等を経済的に負担している大学生年代(※2)から数えて3番目以降の子を加算対象とします。※大学生年代=今年度中に19歳～22歳になる子。

4 支給月の変更

児童手当の支給月が2月、4月、6月、8月、10月、12月の年6回となります。
制度拡充後の最初の支給日は、令和6年12月10日(火曜日)(令和6年10月・11月分)です。

児童手当支給額		制度改正前 [令和6年9月まで]	制度改正後 [令和6年10月以降]
3歳未満		15,000円	15,000円
3歳以上小学校終了前		10,000円 第3子以降 15,000円	10,000円 第3子以降 30,000円
中学生		10,000円	
高校生年代		なし	
所得制限あり	特例給付(所得制限限度額以上)	5,000円	所得制限なし
	所得上限限度額以上	なし	
多子加算(第3子以降の算定)におけるカウント対象		制度改正前 [令和6年9月まで]	制度改正後 [令和6年10月以降]
第1子としてカウントする者		高校生年代(※1)の年長者 (18歳になる年度の3月末まで)	大学生年代(※2 ※3)の年長者 (22歳になる年度の3月末まで)

以下のフローチャートを参考に手続きが必要かご確認ください



※1 高校生年代 H18年4月2日～H21年4月1日生まれの人
※2 大学生年代 H14年4月2日～H18年4月1日生まれの人
※3 請求者が学費や生活費等の経済的負担をしている子

公務員の方は職場でのお手続きになります
(裏面もご確認ください)

A 認定請求書

父母のうち、**児童の生計を維持する程度の高い方(所得の高い方)**が請求者(受給資格者)となります。

- 現在児童手当を受給していない人で、高校生年代の児童を養育している人
- 現行制度で所得上限限度額を超過しており、児童手当(特例給付)を受給していない人

B 額改定認定請求書

- 児童手当(特例給付)を受給している人で、対象となる高校生年代の児童について、過去に山都町で児童手当(特別給付)を受給したことがない人
- 児童手当(特例給付)を受給している人で、多子加算のカウント対象となる大学生年代の子を養育している人

A 認定請求書

または

B 額改定認定請求書



別居監護申立書

対象となる高校生年代以下の児童が、請求者とは異なる住所地に住民票がある場合

監護相当・生計費の負担についての確認書

第3子以降 多子 加算のカウント対象となる大学生年代の子を養育している場合

※大学生年代が就職し収入がある場合でも、請求者の収入により日常生活上の全部または一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合は養育しているものとみなします。

申請受付場所 8時30分から17時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

山都町役場 福祉課 子育て支援係 / 清和支所 住民福祉係 / 蘇陽支所 住民福祉係

※公務員の方(所属庁で児童手当が支給される方)は勤務先での手続きとなります。ただし、独立行政法人に勤務の方など、公務員共済に加入していても勤務先から児童手当が支給されない方はお問い合わせください。

申請期間 令和6年10月分から支給対象。

- ① 令和6年9月17日(火曜日)から令和6年10月15日(火曜日)までの受付分
令和6年12月10日(火曜日)支払いとなります。
- ② 令和6年10月16日(水曜日)から令和7年3月31日(月曜日)までの受付分
令和7年1月以降の支払いとなります。

※なお、令和7年4月1日(火曜日)以降に申請した場合、申請月の翌月分から支給対象となり、遡って支給することはできません。

必要書類 (様式は町ホームページからダウンロードできます)

【共通事項】

請求者の本人確認ができるもの(運転免許証、マイナンバーカード等)

児童のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など)

請求者と高校生年代以下の児童が別居している、または、第3子以降加算のカウント対象となる大学生年代の子を養育している場合のみ
※高校生年代以下の児童が別居している場合「別居監護申立書」 ※大学生年代を養育している場合「監護相当・生計費の負担についての確認書」
その他状況に応じて書類が必要となる場合がございます。

【新規申請】

児童手当 認定請求書

請求者名義の振込先口座の通帳またはキャッシュカード(コピー)

※請求者名義の口座しか登録できませんのでご注意ください。(児童や配偶者名義の口座は登録できません。)

請求者、配偶者のマイナンバーが確認できるもの(マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など)

請求者の「健康保険証」または「年金加入証明書」

※国家公務員共済、地方公務員共済等の方で勤務先からの支給ではない場合、以下の健康保険証をお持ちの方は「健康保険証」、お持ちでない方は「年金加入証明書」が必要です。

日本郵政共済組合員証 / 文部科学省共済組合員証(大学等支部に限る)

共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人または地方独立行政法人であることが明らかなもの

※令和6年12月2日以降はマイナ保険証または資格確認書が必要です。

【額改定申請】

児童手当額改定認定請求書

